

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

日程第8「議案第32号工事請負契約の締結について（令和5年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号工事請負契約の締結について（令和5年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）。令和5年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和5年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、請負代金額。一金6,403万1,000円也。

4、契約の相手方。神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷1丁目9番地7。横浜ユアサ産業電池株式会社、代表取締役 森本一寛。

令和5年8月22日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。

工事請負契約でございます。1、工事名。令和5年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事。

2、工事場所。松田町立松田小学校。

3、工期でございますが、契約締結日から令和6年1月19日までとなっております。

4、請負代金。6,300万1,000円でございます。うち、取引に係る…ごめんなさい。6,403万1,000円です。すみません。うち取引に係る消費税は582万1,000円でございます。前払金、部分払いにつきましては、記載のとおりでございます。

7、契約保証金は640万3,100円でございます。

8、契約金支払い場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者はおのこの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決及び二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の交付決定を得るまで、仮契約とする。

令和5年8月14日、発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長 本山博幸。請負者、住所、神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷1丁目9番7。氏名、横浜ユアサ産業電池株式会社 代表取締役 森本一寛。

恐れ入ります、1枚おめくりください。参考資料2、入札経過調書でございます。一番上の上段を御覧くださいませ。一番上段の左の予定価格は6,985万でございます。左から2番目の入札書比較価格。こちらが6,350万円で、こちらの入札書比較価格は予定価格の消費税抜きの価格でございます。続きまして、左から3番目の最低制限価格でございます。6,272万5,300円でございます。最低制限価格の110分の100、5,702万3,000円です。こちらは、先ほどお話ししました最低制限価格の消費税抜きの価格になっております。

件名及び場所については、記載のとおりでございます。入札年月日が令和5年8月8日、午前9時開札でございます。入札参加者につきましては、横浜ユアサ産業電池株式会社様から、一番下の株式会社コクホーシステム様まで12社でございます。入札につきましてははですね、第1回の入札が…ごめんなさい。入札につきましては、先ほど御説明しました左から4番目の最低制限価格の110分の100の5,702万3,000円から、左から2番目、入札書比較価格の6,350万の間で競うものでございます。第1回の入札では、横浜ユアサ産業電池株式会社様の5,821万円で、この価格は消費税抜きの価格ですが、この価格が先ほど申しました最低制限価格の110分の100の5,702万3,000円以上で、入札書比較価格6,350万円以下の範囲に収まりましたので、第1回目の入札で落札となりました。

恐れ入ります、一番上段の欄の右から2番目、落札価格を御覧ください。第

1 回目の入札額5,821万円に消費税を加算した金額6,403万1,000円が落札価格となります。

恐れ入りますが、次ページの参考資料3をお願いいたします。参考資料3は、令和5年度太陽光パネル設置予定箇所図でございます。墨塗りの部分が今回令和5年の設置予定箇所でございます。校舎西棟と校舎東棟の南側の屋根になります。太陽光パネルにつきましては36.9キロワット、蓄電池については22.4キロワットアワーとなります。またですね、この点線の部分、既設設置箇所となっておりますが、こちらは昨年設置したものでございます。現在、既に設置している太陽光パネルと今回合わせて下の表のですね、一番最下段の合計のところでございますが、太陽光パネルで91.3キロワット、蓄電池で44.8キロワットアワーとなります。

恐れ入ります。最後4枚目、参考資料4をおめくりください。こちらはですね、一般財団法人環境イノベーション情報機構からですね、令和4年度（補正）二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の補助事業の公募結果でございます。こちらのほうですね、記載すべき事項としましては、1番の採択内容としては、以下の補助金所要額を条件としますということで、補助金基本額が金6,367万6,500円に対して、補助金所要額が金3,183万8,000円。2の補助金交付申請書及び提出期限は記載のとおりでございます。3の特に留意すべき事項としまして、（2）ですね。交付決定の前に発注等を行った経費は、補助対象となりませんということと、（4）の事業（支払いまで）は令和6年1月末までに必ず完了するようにしてくださいと記載がございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋藤 太陽光パネルやるのはとてもいいことだと思います。このパネルの…ちょっと聞きたいんですけど、パネルのこれ耐用年数とか、あと、耐用年数期間はメンテナンスが必要なのか。必要ならどのぐらいかかるのか。あと、この導入により電力がどのぐらい得になってるのかというか。そこだけ教えていただきたいと思います。

教 育 課 長 それでは、質問にお答えいたします。まず、パネルの耐用年数、またメンテナンスということでございます。通常、このパネルについては15年だったというふうに言われております。電気代、これを入れたことによって、電気代がどのくらい得になるかという試算でございます。なかなか今回入れるもので試算というのは難しいので、昨年度、同様のものを入れておりますので、その比較をさせていただいております。電気料金が高騰しているのは御承知のとおりかと思えますけれども、基本料金、契約単価が大幅に今上昇しておりますので、単純に昨年度1年間使った使用量と、今年削減できている量を比較をしますと、230万円ほど削減効果がもう既に出ていると。出ているし、またこれから見込まれるというような試算になっております。以上でございます。

10番 齋 藤 メンテナンスはじゃあいらないんですか。いらないうっていいんですかね。分かりました。そうすると、230万円得で15年というと、2,300万…三千幾ら…3,420万…50万がお得になるということで、ここに出す当町の税金としては三千幾らですね。半分もし補助金出てくるから。いってこれぐらいの金額になってしまうのかなとは思いますが。このような電力の使い方、とてもいいと思いますので、うまく御利用していただければと思います。以上、終わります。

議 長 ほかにございますか。

6番 井 上 参考資料2のですね、入札経過の関係です。入札のほうの中でですね、入札者のうち半分がですね、最低制限価格未満だというふうな状況です。これから見ますとですね、予定価格を設定して、予定価格の中から最低制限価格というのを算出をしているというふうに思いますが、予定価格の設定方法と最低制限価格の設定方法が適正であったのかどうかということが、半数がですね、最低制限価格未満であるというところから、どのように予定価格、最低制限価格を設定しているのかを説明をお願いいたします。

町 長 前回もこの質問をさせてもらって、私が回答しました。金額を決定するに当たってはですね、意外と内部資料的な話にはなるんですけども、今回はですね、前回の…前回と同様に見積りから付き合わせて、設計書っていうのを作っ

て、設計書のところから前回よりも私のところで歩引きてあまりやっちゃいけないんでしょうけども、前回4%ぐらい歩引きしたんですけど、今回6%ぐらい歩引きをしました。それで、そこからですね、最低価格…そこで一応予定価格というのをまず決めさせていただいて、そこから大体率によって10%をちょっと超えるぐらいの率の計算の方式があるんですけども、その計算のもとに最低価格っていうところの制限のラインが決まっていくというふうなことです。ですので、ちょっと私の感覚からすると、さらにそれを潜ってきた2社があったというところではあるので、甘かったというつもりはないんですけども、時代の情勢的にですね、やっぱり適切な価格で我々はお出ししたというふうな認識する中で、この横浜ユアサ産業というしっかりと実績のある会社さんを取っていただいたというふうな格好で認識はしております。以上です。

6 番 井 上 予定価格…その前に設計価格ですね。それを今回さらに6%も歩引きをしているにもかかわらず、無茶な最低制限価格未滿になったというところですね、やはりその設計価格が妥当なのかどうなのかというところがですね、確認をしたいというふうに思います。見積書でやったのであるか、大分こういうふうな高額なですね、工事請負契約でありますので、その設計価格の算出自体が適正であったのかどうかというところの疑問が残るわけであります。設計価格については、どのような積算をされているのか。見積書から出したのか、ある程度独自にですね、とか、あと委託関係でやられたのか、その辺をお伺いをいたします。

教 育 課 長 まず、設計の基本的な考え方として、我々といたしましては、基本的には県の統一基本単価を、人件費等の部分については使用しております。また、製品のほうにつきましては、カタログ価格の約7割として積算をいたしました。また、昨年度の設計も参考に積算をしたところでございます。以上でございます。

6 番 井 上 その人件費等は県のほうの基準の単価というふうなところですけども、製品価格のほうについては7割というふうな話ですけども。だから、それがね、前回もこの話をたしかしたと思うんですよ。そうすると、その7割とい

うのがね、適当なのか。また、今度は町長の段階で6%さらにそれを切ってるわけですよね。でも、それをさらに最低制限価格ということで2社がですね、あるということで。ちょっと会社名は分からないんですけども、この入札経過調書の下のほうに書いてある会社名はね、やはり社名から見れば有名なね、企業の関連会社ではないかなというふうには想像はできるわけですね。ですので、そういったところがね、やはり業績を上げたいから過度な入札価格を下げたね、入札をしているというふうにはですね、なかなか考えにくいんですよ。そうすると、やはりその7割が適正なのかね。例えばそこで7割でやって、町長の段階で6%カットしてるのであれば、もっと最初のね、設計価格自体の積算が、本当にそれで適当なのかね。というところがちょっと疑問が残りますので、再度説明をお願いをいたします。

総務課長 ただですね、今、井上議員の話なんですが、昨年度の落札率がですね、89.9%でございまして、今年度も…9%です。今年度は86.6%の落札率となっておりますので。（私語あり）

教育課長 7割が適正かという御質問かと思えます。やはり、ここ1年でですね、我々の感覚的な部分あるんですけども、やはり昨年度は新型コロナウイルスの関係ですとか、資材不足が非常に叫ばれておりました。当時ですね、やはり製品、いわゆる太陽光パネルのですね、入荷の見通しがなかなか立たなかった、令和4年度ですね。については、なかなかそういう状態でした。今年につきましては、やはりそれがある程度解消されているのかなといったところも原因の一つだったのかなと思えます。7割が適正かどうかというのはですね、我々としては、その部分が適正だというふうに判断をして設計をしているところでございます。以上でございます。

6番井上 それはもう先ほどね、言われたんですけど。だから適正だというその判断根拠を何によったのかという質問なんです。担当課長がね、適正だというふう感じてるのは、それはそうかもしれないんですけども。でもそうじゃなくて、やはり根拠なりね。例えば、先ほどは人件費については県の基準単価であって、それから積算をしたということであればね、それは理解できるわけですよ。じ

やあ、7割ってというのが、どういう根拠で7割にしたのかね。でもそれをさらに今回は歩切りで6%も切ってるわけですね。そうすると、もうその7割の根拠がね、適当ではないのかと。もしね、去年例えば…去年も4%切っても落札をしているのであれば、ちょっと比率的に分からないんだけど、例えばね、65%とかね、六十何%ぐらいでもよかったんじゃないかなと、素人的には思うわけですね。だから、根拠が必要でしょう。その根拠をお聞きしたい。

教 育 課 長 我々としてはですね、業者の…業者というか、製品を納入してくれるところですね、この事業を行うに当たって、ある程度見積りを取っていると。そう
いって中で総合的に判断してというところで、7割というところで設定をさせていただきます。

6 番 井 上 じゃあそれで最後にしますけれども。じゃあそれで見積りを取ってですね、
そのところの制限価格の部分が、いわゆる定価からですね、7割ぐらいという
のが平均的な見積り価格の値引きであったという説明でよろしいでしょうか。

教 育 課 長 そのとおりでございます。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号工事請負契約の締結について(令和5年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。